

改憲策動を市民の運動で押し返そう

先の総選挙で、改憲を主張する勢力の議席数が2/3を超える大変残念な結果となり、改憲の動きが一気に強まりました。

岸田首相は年頭所感で「(改憲は)本年の大きなテーマ」と前のめりの姿勢を示し、自民党には「憲法改正実現本部」を改組・設置(「推進」⇒「実現」)しました。安倍・菅政権以上の改憲暴走の姿勢です。その暴走を、「(今年の)参議院選挙と同時の改憲国民投票実施」を主張する日本維新の会などが加速させています。

12月16日に開催された衆議院憲法審査会では、自民党が「改憲4項目」をベースにした審議をもとめ、コロナ対策を口実にした緊急事態条項創設を求める意見もだされました。しかし、改憲の真の狙いが憲法への自衛隊を明記にあることは明らかです。

岸田政権は、敵基地攻撃能力保有を明記する防衛計画大綱などの見直しや軍事費をGDP2%への大軍拡を進めようとしています。他国攻撃可能な武器の保有は違憲としてきた従来の政府答弁を見直すこととあわせて、「9条改憲」もと狙っているのです。

中国が覇権主義を強め、アメリカとその同盟国が中国包囲を強固にするもとで、日本も軍事対軍事、武力には武力の道に進むのか、憲法9条をいかした平和外交に立ち戻るのか、今、その岐路に立っています。

自民党の改憲4項目案

——ねらいは「自衛隊明記」による9条改悪

自民党の改憲案は、①自衛隊明記と自衛措置の言及、②緊急事態対応、③参議院の合区解消、④教育の充実 ですが、①以外は基本的に、改憲しなくてもできることばかりです。一番の焦点は、①の9条を変えることにあるわけです。そのことを正面から論ずると世論の反発も強いのだからと「コロナ対策に必要なので緊急事態対応を」ということを入り口にして改憲論議を始めたいと、自民党の茂木幹事長は語っています。

自衛隊は「軍隊」でなく「実力」？

自衛隊は誰が見ても憲法9条と両立しない軍隊ですが、憲法9条2項の「戦力不保持」に「違反」しないとされてきました。憲法に軍事行動を認める規定がないので、憲法13条の幸福追求権を根拠に、領域を守る必要最小限度の実力の行使が許されると解釈したのです。だから、自衛隊の武力行使は日本に対する攻撃の排除にだけ許され、海外派兵や集団的自衛権の行使、武力行使を目的とした国連軍への参加はできないとされたのです。自衛隊は世界標準の「戦力=軍隊」ではなく「必要最小限度の実力」と説明されました。このことが、自衛隊の海外派兵や防衛費の大幅増の制約になってきたのです。

自民党の改憲4項目案

- ①自衛隊明記と自衛措置の言及
- ②緊急事態対応
- ③参議院の合区解消
- ④教育の充実

改正の方向性(自民党HPより)

- ・憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべき
- ・現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置(自衛権)についても言及すべき



「自衛の措置」なら日本を守るだけ？

9条に書き込もうとしている「自衛の措置」は、個別的自衛か集団的自衛かの区別は明示していません。2014年に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、2015年にはそのための具体的な手続きに踏み込んだ安保法制を強行しているわけですから、この「自衛」が集団的自衛を含むことは明白です。つまりこれによって「海

外でのアメリカとの共同戦争」が合憲化される。

自衛隊は憲法上の存在に格上げされ、個別的+集団的自衛権の行使が認められ、無制限の海外での武力行使が可能になります。それが自民党による改憲の狙いの核心だということです。

9条の歯止めは今も残っている



2014年に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、2015年に安保法を制定したよね。もう自衛隊は、海外で戦争できるようになったんじゃないの？



安保法制での論戦の際に政府は、安保法制のもとでも (1)フルスペックの集団的自衛権行使や (2)武力行使を目的とした海外派兵はできない、と説明してきました。



安保法では、自衛隊の活動が「存立危機事態」といわれる集団的自衛権の行使にまで広げられましたが、そこでは、なお「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と「限定」されています。

それが明らかになったのが自衛隊の南スーダンへの派兵。戦闘状態にあったことをごまかすために日報を隠ぺいし、それが発覚し、当時の稲田防衛相が辞任に追い込まれた。派兵していた自衛隊も撤退。やっていること、あるいは、やれることを隠しながらでないで、国民に対して説明ができない。9条が依然として機能しているからです。だからこそ自民党は9条を明文で改憲したいのです。

「核共有」、「敵基地攻撃」、「国連は無力」???

ロシアのウクライナ侵攻を受け、安倍元首相や日本維新の会などは、「核共有(米軍の核兵器を自衛隊が共有する)を検討すべき」と言い始めました。岸田首相は、敵基地攻撃(実質的な全面先制攻撃)能力を検討すると言っています。「非核三原則」「専守防衛」を投げ捨てるものです。

「国連憲章」、「憲法9条」の精神こそ

二つの世界大戦の惨禍を経て、もう人類は戦争をしてはいけなく、国連憲章を作りました。憲法9条も同じです。ASEANやEUは「紛争を戦争にしない」地域をつくってきました。2021年には核兵器禁止条約が発効しました。これが20~21世紀の世界の流れです。

「核抑止」や「軍事的緊張には軍事力増強で対応」という考えは、実は19世紀的な古い古い国際関係=勢力均衡の考え方に戻るべきだという主張です。そこに戻ることはできません。

「敵基地攻撃能力」の検討——先制攻撃そのもの。全面戦争に発展する

参院予算委 小池書記局長の質問より 2021年12月20日

では、敵基地攻撃能力とは一体どういうものか。小池氏は敵基地攻撃は一般的にどのようなオペレーション(作戦)を必要とするかを問いました。

岸信夫防衛相 一般論として、移動式のミサイル発射機の位置をリアルタイムに把握するとともに、地下に隠ぺいされたミサイル基地の正確な位置を把握し、まず防空用のレーダーや対空ミサイルを攻撃して無力化し、相手国の領域、領空における制空権を一時的に確保した上で、移動式ミサイル発射機や堅固な地下施設となっているミサイル基地を破壊してミサイル発射能力を無力化し、攻撃の効果を把握した上でさらなる攻撃を行うといった一連のオペレーションを行う必要があるという旨答弁している。

小池 これ、一発ミサイルを撃つという話じゃないんです。相手国の領域にまで乗り込んでいてミサイル基地をしらみつぶしに攻撃する。さらに、制空権を確保して、地下施設も含めて大

規模な攻撃を行う。全面戦争に発展するような話なんですよ。私は、こんなものが憲法9条の下で認められるわけがないと思いますが、いかがですか。

「敵基地攻撃能力」保有の問題点 名古屋大学名誉教授 松井芳郎さん 赤旗 1/8

- ・「敵基地攻撃」論は長年の歴史を有しますが、その出発点は1956年の鳩山一郎首相の答弁でした。主に憲法論として論じられ、相手国からの攻撃を避けるために他の手段がなければ、「敵基地攻撃」は法理上可能だが、他の手段があるのに防御上の便宜というだけで相手国領域内の基地をたたくのは自衛の範囲外とされてきました。また、平生から他国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つことは憲法の趣旨ではないとの見解が示されてきました。この議論の枠組み自体は基本的に変わっていないと思います。
- ・「他の手段」があるのに「敵基地攻撃」を行えば、憲法の認める自衛の範囲には入らず、国際法上も自衛権行使のための要件の一つである必要性の要件を満たさない違法な攻撃となります。

具体的に北朝鮮・中国との関係では、相手国からの攻撃を未然に防ぐための緊張緩和や相互の軍縮の努力を行ってきたか、国連の有効な働きの確保を目指す努力を行ってきたのか、などが問われるだろうと思います。
- ・国際法的には、自衛権の行使のためには武力攻撃の発生が必要で、その「おそれ」に対する先制的自衛は認められないということは、岸田首相も外相時代に明言してきました。もっとも、武力攻撃の結果の発生までは必要ではなく、攻撃の「着手」で足りるとされてきたのです。問題は、その「着手」の時点の事実認定にかかわります。しかし、政府は「着手」として、さまざまなシナリオを例示するものの、結局は「個別具体的な状況に即して」判断するものとされ、具体的な「着手」の基準は与えられていません。具体的な基準がないなら、「着手」は誤認され、さらには操作される可能性さえあります。
- ・抑止論とは、自国が強固な軍事力を有すれば相手国は自国への攻撃を差し控えるだろうという発想に立つものです。しかし、中国についていえば、核軍備を含む強大な軍事力をもっているわけで、日本がこれを「抑止」するに足る軍事力を有することはまったく非現実的です。
- ・日本がより広く世界的な規模で平和的生存権の実現を推進する外交政策を展開し、そのような国としての国際的評価が確立すれば、この事実は軍事力をはるかに凌駕する「抑止力」を発揮すると思われま